



# 伊東MPS 便い

皆様、こんにちは！

夏本番！みなさん、いかがマリンライフをお楽しみでしょうか？

先日、テレビのニュースで見ましたけど、伊東沖の手石海丘で海底火山が爆発して20年になるんですね。

当時、海上保安庁の測量船が通過した直後の航跡上に、海底火山が爆発したニュース画像に驚いたことを思い出しました。



## 小型船舶遵守事項のおさらい

夏の暑いときにデッキでのビール・・・好きな方には、たまらないんじゃないですか？

でも、操船する方は、ノンアルコールかソフトドリンクをお願いしますよ～ちなみに、水分補給という観点からみても、ビールは良くないようです。スポーツドリンク系が推奨です。

また、夏休みで12才未満のお子さんも、ヨット・ボートに乗る機会が多いと思います。

以下のとおり、12才未満の子供と水上バイク乗船者（大人も）のライフジャケット着用は、法律で義務化されているので、ご注意願います。

ご注意というより、桟橋についてから100%お子さんを監視していられますか？海に遊びにきて、嬉しくて飛び回っている子供達が海中転落する危険は、アチコチに潜んでいます。ましてや、海の上を走り出して、大人達も周りの景色などに目を奪われたり・・・その一瞬に、実際に悲しい事故もおきています。

「J」さえ着せておけば良かった・・・などと後悔しないために！

お子さんだけでなく、自分と大事なハニーにも(^\_-)

- 1 酒酔いなどの状態での操縦禁止**  
酔っぱらい運転は、陸でも海でも禁止です。
- 2 危険操縦の禁止**  
海水浴場等で遊泳者に危険を感じさせる操縦は禁止です。
- 3 子供、水上オートバイ乗船者等の救命胴衣着用義務**  
航行中は、12才未満の子供と水上バイクは強制着用です。
- 4 水上オートバイ、港内航行時等の自己操縦義務**  
水上バイクは全ての海域で、ボート等は港内や航路等では、免許保有者が自ら操縦しなくてははいけません。
- 5 その他（発航前の点検・情報収集・事故時の対応等）**  
シーマンとしての基本事項です。  
上記1～4の違反には違反点数があり、累積すると最大6ヶ月の業務停止（所謂、免停）となります。

ライフジャケットの着用と濡れても使える携帯電話

忘れないでね！



では、次回まで 伊東MPS中島